

予算項目	原水及び浄水費 委託料
委託番号	長期 第 4 号

設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和7年度	作 成 年 月 日	令和6年12月26日	履行期間	令和7年4月1日	から
委 託 名	浄化槽維持管理業務委託				令和10年3月31日	まで
委託場所	仁井田字新中島221番地の2ほか計2か所			契約者		
設計金額	金 円也					
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]					

費 用 内 訳				業 務 概 要	
		設 計 額 (円)		仁井田浄水場管理本館	腐敗型 30人槽・污水管洗浄
				仁井田浄水場研修棟	生物ろ過 10人槽
	業 務 価 格			仁井田浄水場仮設管理棟	分離嫌気ろ床担体流動 18人槽
	消費税等相当額			豊岩浄水場本館	分離接触ばっ気 50人槽
	業 務 委 託 費			豊岩浄水場脱水機棟	分離接触ばっ気 5人槽
				長期継続契約(3年)	
				年度別業務委託費	
				令和7年度	円
				令和8年度	円
				令和9年度	円
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員)(職名)氏名	

業 務 委 託 費 内 訳 書

工 種	種 別	細 目	単位	数量	単価	金 額	摘 要
直接業務費	仁井田浄水場管理本館 腐敗型30人槽		式	1			明細書 第1号
	仁井田浄水場研修棟 生物ろ過10人槽		式	1			明細書 第2号
	仁井田浄水場仮設管理棟 分離嫌気ろ床担体流動 18人槽		式	1			明細書 第3号
	豊岩浄水場本館 分離接触ばっ気50人槽		式	1			明細書 第4号
	豊岩浄水場脱水機棟 分離接触ばっ気5人槽		式	1			明細書 第5号
	仁井田浄水場本館 污水管洗浄		回	3			明細書 第6号
	計						
業務原価	業務管理費		式	1			
	計						
業務価格	一般管理費等		式	1			
	計(1年当り)		年	1			
消費税等相当額			%	10			
業務委託費	計(1年当り)		年	1			
	計(3年当り)		年	3			

秋 田 市 上 下 水 道 局

仁井田浄水場管理本館 腐敗型30人槽

明 細 書 (第 1 号)

種 別 ・ 名 称	細 目	単位	数量	単価	金 額	摘 要
巡回点検		回	6			
消毒薬品		式	1			
清掃作業		回	1			
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

仁井田浄水場研修棟 生物ろ過10人槽

明 細 書

(第 2 号)

種 別 ・ 名 称	細 目	単位	数量	単価	金 額	摘 要
巡回点検		回	4			
消毒薬品		式	1			
清掃作業		回	1			
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

仁井田浄水場仮設管理棟 分離嫌気ろ床担体流動 18人槽

明 細 書

(第 3 号)

種 別 ・ 名 称	細 目	単位	数量	単価	金 額	摘 要
巡回点検		回	3			
消毒薬品		式	1			
清掃作業		回	2			
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

豊岩浄水場本館 分離接触ばっ気50人槽

明 細 書 (第 4 号)

種 別 ・ 名 称	細 目	単位	数量	単価	金 額	摘 要
巡回点検		回	4			
消毒薬品		式	1			
清掃作業		回	1			
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

豊岩浄水場脱水機棟 分離接触ばっ気5人槽

明 細 書

(第 5 号)

種 別 ・ 名 称	細 目	単位	数量	単価	金 額	摘 要
巡回点検		回	3			
消毒薬品		式	1			
清掃作業		回	1			
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

仁井田浄水場管理本館 污水管洗浄

明 細 書

(第 6 号)

種 別 ・ 名 称	細 目	単位	数量	単価	金 額	摘 要
污水管洗浄	管理本館、浄化槽間 HP φ 125mm～塩ビ φ 100mm×75m程度 枿6箇所(流入、流出を含む)	時間				
計						1回当り

秋 田 市 上 下 水 道 局

浄化槽維持管理業務委託

特記仕様書

令和 7 年度

秋田市上下水道局

1 適用

- (1) この仕様書は、秋田市上下水道局の浄水課が所管する仁井田浄水場、豊岩浄水場に設置されている浄化槽設備の維持管理業務委託（以下「業務委託」という。）に適用する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項は、「配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）」および「配水管工事標準仕様要領集（秋田市上下水道局）」によるものとする。

2 目的

本業務委託は、仁井田浄水場、豊岩浄水場における浄化槽設備の性能維持および生活環境の保全、公衆衛生の向上を目的として行うものである。

3 業務委託の履行場所

- (1) 仁井田浄水場（仁井田字新中島221番地の2）
- (2) 豊岩浄水場（豊岩豊巻字上野164番地）

4 履行期間

本業務委託の履行期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

5 業務の履行義務

受託者は、契約書、仕様書および関係法令等の規定に基づき、本業務委託を完全に履行しなければならない。

また、本仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上、当然必要なものは行うこと。

6 法令等の遵守

- (1) 受託者は、業務に当たり関係する法令、条例、規則等を遵守すること。
- (2) 受託者は、資格等を必要とする作業について当該資格等を有する者に行わせるものとする。

7 監督員

監督員は、この特記仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の遂行に立会い、受託者に指示等を行うことができる。

8 業務内容

本業務の対象設備および保守点検回数は次のとおりとする。

点検内容については、浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理作業を行い、必要に応じて消毒用の薬品の補充をすること。

- (1) 仁井田浄水場管理本館 腐敗型 30人槽
点検 6 回/年、清掃 1 回/年、污水管洗浄 3 回/年
- (2) 仁井田浄水場研修棟 生物ろ過 10人槽
点検 4 回/年、清掃 1 回/年
- (3) 仁井田浄水場仮設管理棟 分離嫌気ろ床担体流動 18人槽
点検 3 回/年、清掃 2 回/年
- (4) 豊岩浄水場本館 分離接触ばっ気 50人槽
点検 4 回/年、清掃 1 回/年
- (5) 豊岩浄水場脱水機棟 分離接触ばっ気 5 人槽
点検 3 回/年、清掃 1 回/年

9 安全管理

- (1) 受託者は、作業に当たり関係法令を遵守するとともに、労働災害および公衆災害の防止に必要な措置を講じ、特に安全管理に努めること。
- (2) 受託者は、火気を使用する場合、十分な防火対策を講じること。
- (3) 受託者は、業務に当たり、酸素欠乏危険箇所、薬液等の漏洩が予想される箇所、高所・地下、道路上その他、特に危険が予想される箇所では必要な安全対策を行い、事故防止に万全を期すこと。

10 衛生管理

- (1) 受託者は、水道施設構内又はその付近での業務に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。
- (2) 受託者は、作業従事者について水道法第21条および水道法施行規則第16条に基づく健康診断（腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査）の検査結果報告書を作業開始日までに提出しなければならない。（写し可）
なお、作業期間が同報告書の発行日から起算して6か月を超える場合は新たに検査を実施し、結果報告書を提出するものとする。

11 提出書類

- (1) 受託者は、指定する期日までに次の書類を監督員に提出すること。なお、業務内容により、別途他の書類の提出を求める場合がある。
- (2) 業務計画書の様式については、「配水管工事標準仕様要領集（秋田市上下水道局）」の施工計画書作成要領に準じるものとする。

提出書類一覧表

提出書類	提出期日	部数
業務計画書	着手日の5日前まで	1
点検、清掃実施報告書	点検、清掃業務終了後	1
業務（完了・一部完了）報告書	業務完了後、年1回	1

12 現場代理人

- (1) 受託者は、現場代理人を定め、作業中は現場に常駐するとともに、常に業務の安全管理に留意しながら現場管理を行い、災害の防止に努めるものとする。
- (2) 受託者は、作業終了後、当日の作業内容を監督員に報告し、必要に応じて翌日以降の作業等について指示を受けるものとする。
- (3) 受託者は、点検又は清掃等の業務を行う時期については、委託者と受託者間で協議を行い、業務時期を決定するものとする。

13 緊急時の対応

- (1) 受託者は、所定の保守点検業務のほか、緊急に保守点検又は、修理を要する場合は、委託者の通報に基づき技術者を派遣し、保守点検又は修理を行わなければならない。
- (2) 受託者は、緊急保守点検作業終了後「点検報告書（必要と認められる場合には写真の提出を含む。）」を委託者に提出しなければならない。

14 作業写真

写真は、着手前、完成を同一箇所より同一方向に撮影するほか、適宜作業中の写真を撮影するものとする。

15 設備の補修

受託者は、保守点検業務による不良部品の交換（定期交換部品を除く）又は、特別の機材を必要とする補修等が発生した場合、その内容を監督員に報告すること。

16 疑義の解釈

その他疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議により対処するものとする。ただし、軽微なものについては、監督員の指示に従うものとする。